

「東京都豊島区介護保険条例の一部を
改正する条例（案）」

「東京都豊島区介護保険円滑導入基金
条例の一部を改正する条例（案）」

第 68・69 号 議 案 資 料

厚 生 委 員 会

12. 7.6 保健福祉部介護保険課

1. 条例改正の理由

(1) 「東京都豊島区介護保険条例の一部を改正する条例（案）」について

- ・ 第一号被保険者の保険料については、介護保険法の円滑な実施を図るため、半年間は保険料を徴収せず、その後 1 年間は半額とする特別対策（臨時特例交付金）が実施されているところである（一般分という）。この一般分とは別に、次の事由に該当する保険者に対し、保険料の水準を軽減するための費用（特別加算分）が交付されることになり、平成 12 年度、13 年度及び 14 年度の保険料率を変更する必要が生じた。

[特別加算分が交付される対象保険者]

(イ) 小規模保険者、離島等保険者

(ロ) 介護療養型医療施設への入所者見込み割合が、全国の割合の一定基準を超える保険者

(ハ) その他特別の事情

このうち、「(ハ) その他特別の事情」において、区市町村の責任とはいえない事由により、保険料が高くなる場合が適用されることとなり、いわゆる住所不定者を措置した場合が該当するので、一定基準のもとに保険料を軽減する措置が図られることとなった。

基準……第一号被保険者（3 年平均 44,067 人）に対する割合が

0.1%以上、かつ居住地不明措置者 10 人以上の区市町村

豊島区……………居住地不定者割合 0.19%

措置者数 84 人（11 年 12 月 1 日現在）

特別加算額……48,415 千円（厚生大臣が定める額）

(2) 「東京都豊島区介護保険円滑導入基金条例の一部を改正する条例（案）」について

- ・ 上記（1）の介護保険条例の改正に伴い、基金設置期間を平成 14 年度まで 1 年間延長する必要が生じた。

2. 改正の内容

(1) 「東京都豊島区介護保険条例の一部を改正する条例(案)」について

- ・ 条例附則の保険料率の特例について、平成 12 年度及び平成 13 年度の額を変更するとともに、平成 14 年度における保険料率の特例を定める。(別紙)
- ・ 第三段階保険料月額 3, 0 2 5 円 → 2, 9 8 1 円

(2) 「東京都豊島区介護保険円滑導入基金条例の一部を改正する条例(案)」について

- ・ 条例の失効について、平成 14 年 3 月 31 日限りを、平成 15 年 3 月 31 日限りに改める。
- ・ 基金の設置期間 平成 12 年度及び平成 13 年度

↓

平成 12 年度、平成 13 年度及び平成 14 年度

3. 条例の施行日

- ・ 両条例とも公布の日から施行し、「東京都豊島区介護保険条例の一部を改正する条例」については、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

条例改正に伴う第1号被保険者保険料について（新旧比較）

別紙

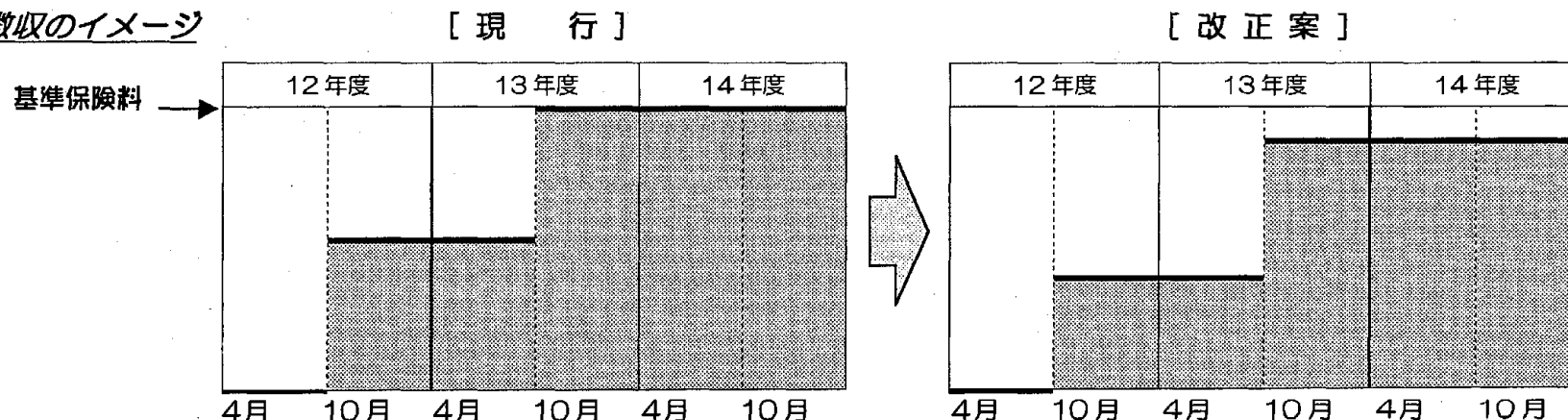
● 第1号被保険者の保険料

区 分	本来の額 (12～14年度)	現 行 の 保 険 料 額			改 正 案 の 保 険 料 額		
		12年度	13年度	14年度	12年度	13年度	14年度
第1段階	18,153円	4,538円	13,614円	18,153円	4,472円	13,418円	17,891円
	(1,512円)	(756円)	(1,512円)		(745円)	(1,490円)	
第2段階	27,229円	6,807円	20,421円	27,229円	6,708円	20,127円	26,836円
	(2,269円)	(1,134円)	(2,269円)		(1,118円)	(2,236円)	
第3段階	36,306円	9,076円	27,229円	36,306円	8,945円	26,836円	35,782円
	(3,025円)	(1,512円)	(3,025円)		(1,490円)	(2,981円)	
第4段階	45,382円	11,345円	34,036円	45,382円	11,181円	33,545円	44,727円
	(3,781円)	(1,890円)	(3,781円)		(1,863円)	(3,727円)	
第5段階	54,459円	13,614円	40,843円	54,459円	13,417円	40,254円	53,673円
	(4,538円)	(2,269円)	(4,538円)		(2,236円)	(4,472円)	

※1 現行の保険料額は臨時特例交付金基本枠一般分のみ反映。改正案の保険料額は同基本枠一般分及び特別加算分その他加算を反映している。

※2 年度欄における上段は保険料年額、下段の括弧書きは平均月額で円未満切り捨て。

● 保険料と徴収のイメージ



※基準保険料は、特別対策がないとした場合の平成12～14年度に係る保険料(本来の額)。 ※網掛け部分は、特別対策を踏まえ実際に徴収する額をイメージしている。

東京都豊島区介護保険条例 新旧対照表

改正案

現行

附則

附則

1 略

1 略

(保険料率に係る特例)

(保険料率に係る特例)

2 平成十二年度における保険料率は、第十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

2 平成十二年度における保険料率は、第十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 四千四百七十二円

一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 四千五百三十八円

二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 六千七百八円

二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 六千八百七円

三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 八千九百四十五円

三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 九千七十六円

四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 一万千八百一十一円

四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 一万三千三百四十五円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 一万三千四百十七円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 一万三千六百十四円

3 平成十三年度における保険料率は、第十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

3 平成十三年度における保険料率は、第十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 一万三千四百十八円

一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 一万三千六百十四円

二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 二万百二十七円

二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 二万四千二百一十一円

三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 二万六千八百三十六円

三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 二万七千二百二十九円

四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 三万三千五百四十五円

四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 三万四千三十六円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 四万二百五十四円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 四万八千四百十三円

4 平成十四年度における保険料率は、第十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 一万七千八百九十一円

二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 二万六千八百三十六円

三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 三万五千七百八十二円

四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 四万四千七百二十七円

五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 五万三千六百七十三円

11|10|9|8|7|6|5|
略略略略略略略

10|9|8|7|6|5|4|
略略略略略略略

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都豊島区介護保険条例の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

東京都豊島区介護保険円滑導入基金条例 新旧対照表

改正案	1 略 附則 2 この条例は、平成十五年三月三十一日に限り、その効力を失う。 附則 この条例は、公布の日から施行する。
現行	1 略 附則 2 この条例は、平成十四年三月三十一日に限り、その効力を失う。

介護円滑導入臨時特例交付金内示予定（基本枠／特別加算／その他加算）

1 国の文書(加算内容説明)

加算対象市町村：住所不定者割合0.1%以上、かつ、住所不定者10人以上の区市町村

加算額：下記①又は②で算定した加算額のいずれか低い額(13年10月～15年3月)

算定内訳 ① 住所不定者10人以上について下記で算定した額を加算

特別区 $(33.6 \text{ 万円} - 5.0 \text{ 万円}) \times 18 \text{ 月} \times 17\% \times (\text{住所不定者} - 10 \text{ 人} + 1 \text{ 人}) =$

算定内訳 ② 住所不定者全てを加算対象として加算した場合、保険料影響額が月額30円に下がるまで加算する。

2 国の交付額算式

区市町村名	居住地不明の 措置人員数 A	第1号被保険者 3年平均 B	住所不定者割合 A/B	地域区分	10人以上を対象と する場合の交付額 ①	住所不定全て対象の 場合の交付額	住所不定全てを対象と し、かつ、保険料影響を 30円に下げるまで加算 する ②	①又は②のうち、 いずれか少 ない額
豊島区	84	44,067	0.1906188	特別区	65,637,000	73,513,000	48,415,000	48,415,000

3 保険料の影響額算式(都作成)

区市町村名	変更協議 A	補正被保険者数 B	収納必要額 C	収納率 D	交付額 E	加算後の保険料額 F ※	保険料の影響額(差額) A - F = G
豊島区	3,025	138,612	4,982,982,175	99.02%	48,415,000	2,996	29

※ 国加算後の保険料額 = (収納必要額 - 交付額) / 収納率 / 補正被保険者数 / 12月 で算出

4 交付額が異なった場合の保険料への影響額比較(区作成)

区市町村名	変更協議 A	補正被保険者数 B	収納必要額 C	収納率 D	交付額 E	加算後の保険料額 F	保険料の影響額(差額) A - F = G
豊島区	同上	同上	同上	同上	65,637,000	2,986	39
					73,513,000	2,981	44

(注) 加算後の保険料額(F)は小数点以下四捨五入。

基金積立

単位：千円

区 分		①補正予算 A	理論値 B (3,025 円)	差 引 C A－B	追加交付金 D	再差引 E C－D
円滑導入臨時特例交付金		1,695,552	1,651,953	43,599	54,415	△10,816
	基本枠	1,674,752	1,631,153	43,599	48,415	△4,816
	一般分	1,674,752	1,631,153	43,599	—	43,599
	特別加算分	—	—	—	48,415	△48,415
	介護保険施行準備経費	20,800	20,800	0	6,000	△6,000
	システム改修費等	10,000	10,000	0	—	—
	施行準備経費	10,800	10,800	0	—	—
	施行準備経費追加分	—	—	—	6,000	△6,000